

函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市企業局指定排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）の違反行為に係る事務処理に関し必要な事項を定め、違反行為を未然に防止するとともに、違反行為に対し迅速かつ公正に措置を行い、適正な排水設備工事の運営を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条および函館市下水道条例（昭和49年函館市条例第5号。以下「条例」という。）第2条で定めるところによる。

(違反行為)

第3条 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、指定業者および排水設備工事責任技術者（以下「指定業者等」という。）が別表の函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る措置基準の違反項目に該当する行為（以下「違反行為」という。）を行ったと認められるときは、その情状に応じ、同表右欄に定める措置（過料を除く。）を行うことができる。

2 管理者は、指定業者等が前項の違反行為を行ったと認められる場合において、過料を科すことが適当であると認められるときは、市長にその処分を求めるものとする。

(違反行為の調査、報告等)

第4条 指定業者等が違反行為を行った疑いがあると認められるときは、その違反行為に関する業務を所管する課長（以下「主管課長」という。）は、事実の有無について調査しなければならない。

2 主管課長は、前項の調査の結果、当該指定業者等が違反行為を行ったと認められるときは、当該指定業者等に対して、直ちに違反行為の是正および事情を説明するてん末書の提出を求めるとともに、当該調査の結果を基に別記第1号様式による違反行為報告書を作成しなけれ

ばならない。

- 3 主管課長は、違反行為報告書に当該違反行為を行った指定業者等から提出されたてん末書を添付して、速やかに主管部長へ報告し、その措置について協議しなければならない。ただし、てん末書が提出されない場合は、違反行為報告書にその旨を付記して報告することができる。
- 4 主管課長は、第2項に規定する違反行為報告書を作成する場合において、指定業者等が不正な手段で公共下水道への排水を開始した箇所の使用者に対し、当該違反行為を行っていた期間に係る条例第12条で定める下水道使用料の徴収が予想されるときは、料金担当課長と協議しなければならない。この場合、下水道使用料を徴収しようとするときは、違反行為報告書にその旨を記載しなければならない。
- 5 主管課長以外の関係課長は、指定業者等が違反行為を行った疑いを発見したときは、主管課長にその旨を報告しなければならない。

(指定業者等への処分等)

第5条 行政処分として指定業者に対して行う措置は、函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程（平成8年函館市水道局規程第5号以下「規程」という。）第14条の規定に基づく指定の取消しまたは指定の効力の停止とし、排水設備工事責任技術者に対して行う措置は、規程第23条の規定に基づく登録の取消しまたは業務の停止（以下これらの措置について「取消等処分」という。）とする。

- 2 軽微な違反行為と認めるときは、取消等処分に代えて、当該違反行為を行った指定業者等に対し、文書警告を行うことができる。
- 3 違反行為に満たないが注意の必要があると認めるときは、当該指定業者等に対し、口頭注意を行うことができる。

(審査委員会)

第6条 管理者は、主管課長の報告および協議により取消等処分を行う必要があると認めるときは、排水設備工事審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催することができる。

(意見陳述)

第7条 管理者は、審査委員会報告書が提出された場合において、取消等処分をしようとするときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、次の各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 指定の取消しまたは登録の取消しに該当するとき 聴聞

(2) 指定の効力の停止または業務の停止に該当するとき 弁明の機会の付与

2 聴聞を実施するときは、聴聞通知書により通知するものとする。

3 聴聞は、総務担当課長が主宰し、終結したときは速やかに聴聞調書、および聴聞報告書を作成し、審査委員会へ提出する。

4 弁明の機会の付与をするときは、弁明書の提出を求めるものとする。

5 第1項から前項までの規定による意見陳述の手続は、函館市行政手続条例によるものとする。

(処分の通知および公示)

第8条 管理者は、取消等処分またはその他の措置を行ったときは、当該指定業者等に対して、取消等処分にあつては別記第4号様式により、その他の措置にあつては別記第5号様式により、遅滞なく通知するものとする。

2 管理者は、前項の取消等処分を行うときは、遅滞なくその旨を公示するものとする。

(費用の請求)

第9条 法令等に基づく管理者の指示に従わない場合で、市に損害を与えるおそれがあると認められるときは、管理者が指定業者等に代わつて是正し、これに係る費用について、指定業者等に請求することができるものとする。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

違反行為報告書

年 月 日

函館市下水道条例，同施行規程および函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程に違反する行為を認めたので，下記のとおり報告します。

記

- 1 工事を施行した者の氏名 氏名 (指定番号 第 号)
(指定排水設備工事業者名) 住所
(法人の場合，名称，代表者および担当者) 電話番号
工事の施行に関与した者の氏名 氏名 (交付番号第 号)
(排水設備工事責任技術者)
- 2 工事施行箇所 函館市 町 丁目 番 号
- 3 排水設備使用者（設置者） 氏名
(法人の場合，名称，代表者および担当者) 住所
電話番号
- 4 工事の施行期間および違反行為を行っていた期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 発見の状況等
(1) 発見年月日 年 月 日
(2) 発見した職員名 課・担当・氏名
(3) 発見の状況 調査年月日
調査時間
調査内容
状況写真添付
(4) 是正を指示した職員名 課・担当・氏名
(5) 指示年月日 年 月 日
(6) 指示内容
(7) 是正後の状況 状況写真添付
- 6 工事の申請年月日および 年 月 日
工事しゅん工年月日 年 月 日
- 7 下水道使用料調定状況および収納状況
- 8 その他報告を要すると認められる事項
(1) 事情聴取の内容
(2) 違反事項
(3) 予定措置内容
(4) 報告者 課・担当・氏名
(5) その他

別記第2号様式（第7条関係）

弁明の機会の付与通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

不利益処分に係る弁明の機会の付与を次のとおり行うので、函館市行政手続条例第28条の規定により通知します。

予定される不利益 処分の内容	
予定される不利益 処分の根拠となる 法令の条項	
予定される不利益 処分の原因となる 事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年 月 日
※口頭による弁明 の機会の付与	出頭すべき日時 年 月 日 時 分
	出頭すべき場所
問合せ先	

注1 弁明をするときは、証拠書類または証拠物を提出することができます。

2 ※印欄は、口頭による弁明の機会の付与を行う場合に記入してあります

。

別記第3号様式（第7条関係）

弁 明 書

年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長

様

住所

氏名

年 月 日付で通知のあった下記の弁明の機会の付与に関し、次のとおり弁明書を提出します。

予定される不利益 処分の内容	
予定される不利益 処分の原因となる 事実その他当該事 案の内容についての 意見	

別記第4号様式（第8条関係）

処 分 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程（第14条・第23条）の規定により、次のとおり処分を決定したので、函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理要綱第8条の規定により通知します。

1 違反行為に対する処分

（指定・登録）の取消し

（指定の効力・業務）の停止

〔ただし、 年 月 日から
年 月 日まで〕

2 処分の理由

3 処分年月日 年 月 日

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市公営企業管理者企業局長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（函館市公営企業管理者企業局長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第5号様式（第8条関係）

警 告 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

函館市下水道条例，同施行規程および函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程に違反する行為があったので，函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理要綱第8条の規定により通知します。

なお，今後はこのような違反行為がないように，関係法令等を遵守の上，適正に業務を行うよう十分注意されたい。

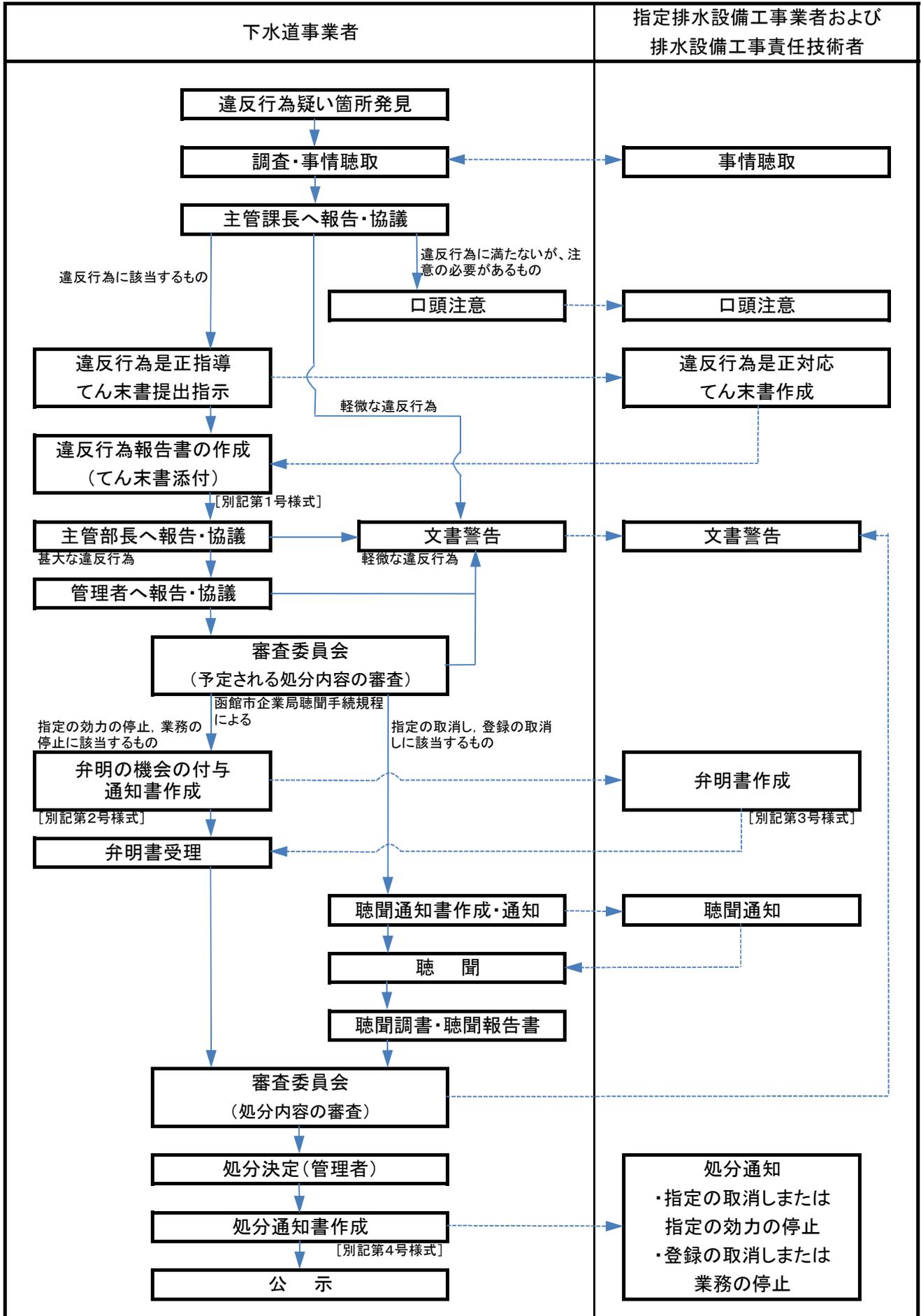
1 違反行為に対する措置 文書警告

2 違反項目

3 措置年月日 年 月 日

函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理フロー

H23.4.1



函館市企業局指定排水設備業者の違反行為に係る措置基準

R1.12.14

下水道条例および規程等の違反に対する措置

別表1

違反項目	関係法令条文	違反内容	措置内容		
指定要件違反	函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程	第7条	北海道内に事業所を有しなくなったとき。 登録を受けた責任技術者が専属していないとき。 工事の施行に必要な設備, 器材等を有していないとき。	指定の取消または文書警告	
		第14条	排水設備工事の業務に関し, 不誠実な行為がある等管理者が指定業者として不適当と認めたとき。 不正の手段により指定業者の指定を受けたとき。 条例および規程等の規定に違反したとき。		指定の取消または指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
			第8条		
	②第23条の規定により登録を取り消され, その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。				
	③禁錮以上の刑に処せられ, その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者であることが判明したとき。				
	④本人または代表者もしくは役員が, 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。				
	⑤本人または代表者もしくは役員が, 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知, 判断および意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明				
	⑥排水設備工事の業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者であることが判明したとき。				
	⑦法人の場合にあつては, その役員のうち上記①～⑥に該当する者がいるとき。				
	届出義務違反	函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程	第12条	次のいずれかに該当する事項の届出をせず, 又は虚偽の届出をしたとき。 ①営業を廃止したとき ②排水設備工事の業務を廃止したとき。 ③経営者(法人にあつては, その代表者)を変更したとき。 ④組織を変更したとき。	指定の取消または指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告

			⑤名称を変更したとき。		
			⑥事業所を移転したとき。		
			⑦責任技術者に異動があったとき。		
			⑧その他管理者が必要と認める届出事項を証する書類の提出に対し、拒否したとき。		
事業運営基準違反	下水道条例	第3条 第4条	排水設備の新設、増設または改築の工事の施行に当たり、条例および規程を遵守しないときおよび管理者の指示に従わないとき。(無届工事等)	指定の取消または指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告	
	下水道条例施行規程	第2条第1項 第3条第1項			
	函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程	第3条第1項 第4条第1項			
			第3条第2項	排水設備工事の申込みを受け、正当な理由がなく、これを拒んだとき。	文書警告または口頭注意
			第3条第3項	排水設備工事の契約に際し、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さないとき。	
			第3条第4項	排水設備工事を、一括して第三者に請け負わせたとき。	指定の効力の停止3月以下または文書警告
			第3条第5項	自己の名義を他人に使用させたとき。	
			第3条第6項	管理者が定める施工基準に基づき、善良な注意をもって、施行しないとき。	文書警告または口頭注意
			第3条第7項	自己の雇用する排水設備工事責任技術者以外の者に排水設備の設計および工事の監督を行わせたとき。	
			第3条第8項	使用人または請負人の行為について、この規程に規定する責めを負わないとき。	
事業運営基準違反	函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程	第4条第2項	排水設備工事の完成後、管理者の検査を受ける際、正当な理由なく責任技術者を立ち合わせないとき。	文書警告または口頭注意	
		第4条第3項	検査の結果、工事が不完全であるとされた場合で、管理者の指定する期間内に改善の工事をし、再度管理者の検査を受けないとき。		
		第5条	排水設備を使用者に引き渡した後1年以内に生じた故障について、無償で修理しないとき。ただし、天災その他不可抗力または使用者の責めによる場合を除く。		

		第6条	管理者が、必要があると認める際、排水設備工書の業務状況その他について報告の求めに応じないとき。	
罰則	函館市下水道条例	第19条	(1) 第3条の規定による確認を受けないで排水設備の新設等の工事を実施した者または虚偽の申請により排水設備の新設等の工事を実施した者。	5万円以下の過料
			(2) 第4条第1項の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者。	
			(3) 第5条の3第3項の規定による届出を行わなかった者。	
			(4) 第6条の規定に違反して、し尿を排除した者。	
			(5) 第7条または第8条の規定による届出を行わなかった者。	
			(6) 第10条第1項の規定による記録をしなかつた者または虚偽の記録をした者。	

排水設備工事責任技術者に対する措置

別表2

違反項目	関係法令条文	違反内容	措置内容	
責任技術者の職務義務違反	函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程	第17条第2項	指定業者へ所属しないで、排水設備の設計および工事の監督を行ったとき。	文書警告または口頭注意
			排水設備の設計および工事の監督を行わないとき。	
		第17条第3項	業務を行うに当たり条例および規程を遵守しないとき、もしくは管理者の指示に従わないとき。	
		第17条第4項	自己の所属する指定業者に係る業務以外の業務を行ったとき。	
		第18条第1項第2号	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えないときまたはその執行を受けているとき。	登録の取消し
		第18条第1項第3号	破産者手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	
		第18条第1項第4号	精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。	
		第19条第1項	登録の更新について申請しないとき。	
		第21条第2項	責任技術者証の記載事項に変更があったとき、届出をせず、当該記載事項の訂正を受けないとき。	文書警告または口頭注意
		第21条第3項	責任技術者証を携帯しないで業務に従事したとき。	
		第23条第1項第1号	業務の成績が著しく不良であるとき、または業務に関し不適當な行為をしたとき。	登録の取消しまたは業務の停止6月以下もしくは文書警告
		第23条第1項第2号	偽りその他不正な行為により、登録を受けたとき。	
		第23条第1項第3号	責任技術者証を他人に譲渡し、もしくは貸与し、または改ざんしたとき。	
		第23条第1項第4号	心身の故障その他の理由により業務に従事できないとき。	
第23条第1項第5号	条例および規程等の規定に違反したとき。			